

平成29年度第5回君津市介護保険運営協議会 会議録

- ◇ 開催日時 平成30年1月25日(木) 18時30分～19時50分
- ◇ 会 場 君津市生涯学習交流センター 2階 202会議室
- ◇ 公開又は非公開の別 公開
- ◇ 出席委員 茂田 真里(会長)、芳賀 敏三(副会長)、仲野 和夫、  
鈴木 由紀子、箱田 純子、原 比佐志、安西 好子、  
秋元 一寛  
以上 8名
- ◇ 欠席委員 塩谷 保幸  
以上 1名
- ◇ 出席職員 河野高齢者支援課長、入江地域包括支援室長、石川介護給付係長  
三澤介護管理係長、鈴木主任主事  
以上 5名
- ◇ 傍聴者 なし(定員5名)
- ◇ 議 題
  - 1 地域密着型サービス事業所の指定について
  - 2 第7期介護保険事業計画について
  - 3 君津市介護保険条例の一部改正について
  - 4 君津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(仮称)の制定等について

## 1 開 会

(河野高齢者支援課長)

定刻になりましたので、平成29年度第5回君津市介護保険運営協議会を開催させていただきます。進行を努めます保健福祉部高齢者支援課長の河野でございます。よろしくお願いたします。

なお、塩谷委員におかれましては、本日所用により欠席する旨のご連絡がございましたのでご報告申し上げます。

## 2 会長挨拶

(河野高齢者支援課長)

茂田会長より、ご挨拶いただきたいと思ひます。

・茂田会長挨拶

## 3 議 題

(河野高齢者支援課長)

それでは、これより議題に入るわけでございますが、君津市介護保険規則第5条の5により、議長は会長が行うこととなっておりますので、進行につきましては、茂田会長よろしくお願いたします。

**【議長：茂田会長】**

(議長)

ただいまの出席委員は8名です。したがいまして委員の半数以上に達しておりますので、ただいまから君津市介護保険運営協議会を開会いたします。

それでは議事に入ります。

はじめに、議題1「地域密着型サービス事業者の指定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

(秋元委員)

はい。議案1「地域密着型サービス事業者の指定について」につきましては、私は本議案の当事者となりますので、退席を許可願ひます。

(会 長)

退席を許可します。

－秋元委員退席－

(鈴木主任主事)

高齢者支援課の鈴木です。よろしくお願いいたします。それでは、議題1 地域密着型サービス事業所の指定についてご説明させていただきます。今回は、報告事項が1点と、ご承認をお願いしたい事項が1点ございます。

まず、報告事項としまして、「地域密着型通所介護事業所の指定状況について」でございます。こちらの地域密着型通所介護につきましては、平成29年10月2日から、平成30年1月1日までの指定状況を報告するものでございます。指定しました事業所は資料一覧のとおり、2事業所でございます。

(参考)

項番	法人名	事業所名	事業所所在地	指定年月日
1	有限会社あまくさ	太陽デイサービス燦燦	木更津市貝淵1丁目9番3号	平成29年12月1日
2	医療法人社団総星会	富津シニアガーデンデイサービス	富津市篠部2043番地	平成30年1月1日

まず、項番1の事業所につきましては、平成28年4月1日からの地域密着型通所介護への移行に際して、各事業所においては、経過措置として、直近で都道府県が指定した通所介護事業所の有効期間が満了するまでは、地域密着型通所介護事業所として、市町村が指定をしたものとみなし、指定の手続きを行わずに事業が実施できるという「みなし指定」が適用されておりましたが、このみなし指定の有効期間が満了したことから、資料記載の指定年月日に指定の更新をしたものでございます。

続いて、項番2の事業所につきましては、項番1の事業所と同様の「みなし指定」事業所になりますが、みなし指定の有効期間の満了前に、運営する法人の統合によって、新法人にて新規指定をしたものでございます。

また、項番1の事業所は木更津市、項番2の事業所は富津市が所在地となりますが、地域密着型通所介護移行日前日の平成28年3月31日時点で利用契約があり、また、継続利用されている君津市民に限り、利用するにあたっての協議を行い、それぞれの事業所所在市から同意をいただいたうえで、指定をしたものでございます。

なお、指定の有効期間はいずれも6年間、となっております。以上が、地域密着型通所介護の指定状況のご報告となります。

続いて、ご承認をお願いしたい事項としまして、「地域密着型サービス事業所の新規指定について」でございます。新規指定の事業所は1件でございます。

サービスの種類は、小規模多機能型居宅介護で、登録された利用者を対象に「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、「訪問」や「宿泊」を組み合わせ提供サービスでございます。

こちらの小規模多機能型居宅介護につきましては、「君津市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」に基づいて、公募によって事業者を選定して整備された事業所で、これまでの経過は、お手元の資料のとおりとなっております。

(経過)	平成28年	9月	公募
		11月	選定
	平成29年	8月	入札
		9月	着工
		12月	竣工
	平成30年	2月	開設 予定

事業者は、セントケア千葉株式会社、事業所名は「セントケア南子安」でございます。また、指定を行うにあたっては、人員、設備などの基準を満たしている必要がございますが、図面や事業所の写真、従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表をご用意しましたので、ご覧ください。なお、こちらの資料は会議終了後、回収させていただきます。

まず、1枚めくって頂きまして資料2枚目の案内図ですが、こちらの事業所は、南子安1丁目の君津市教職員住宅の向いに立地する事業所でございます。

続いて、裏面が事業所の配置図となっております。

続いて、資料3枚目が事業所の立面図となっております。こちらの事業所の建物の構造は、木造平屋建てでございます。

続いて、資料4枚目が平面図となっております。設備に関する基準としまして、「居間及び食堂の合計面積」が基準としてありますが、こちらについては、1人あたり3㎡以上、「宿泊室の床面積」については、7.43㎡以上確保していることを現地調査で確認しております。

また、台所・浴室・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備・その他サービスの提供に必要な設備についても設けられていることを確認しております。

続いて、資料5枚目の従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧になりますが、人員に関する基準としまして、看護職員を含む介護従事者、介護支援専門員、管理者の配置が必要となりますが、満たされていることを確認しております。

続いて、資料6枚目以降が、こちらの事業所の写真となります。

なお、当該法人が君津市及び近隣市で運営する介護保険施設等の指導監査の結果については、おおむね適切に運営されていると認められる通知書を、公募時の法人提出

資料にて確認しております。

最後に、こちらの事業所の指定期間になりますが、平成30年2月1日から6年間となります。

以上で議題1 地域密着型サービス事業所の指定についてのご説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(議長)

事務局の説明が終わりました。質問等がございますか。

(議長)

では、ないようでございますので、質疑を終了します。

議題1 「地域密着型サービス事業者の指定について」原案のとおり、承認される方は挙手をお願いします。

(議長)

挙手、全員でございますので、議題1は承認されました。

議題1が終了いたしましたので、秋元委員は入室ください。

#### ―秋元委員着席―

(議長)

次に、議題2 「第7期介護保険事業計画について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

(三澤介護管理係長)

それでは、議題2 第7期介護保険事業計画について、ご説明させていただきます。

第7期介護保険事業計画につきましては、昨年委員の皆様へ素案のご協議をいただき、平成29年12月1日から平成30年1月5日までの期間、素案の内容を公表し、市民の皆様から素案に対する意見を頂くパブリックコメントを実施いたしました。まずその結果のご報告でございますが、意見の提出はありませんでした。

今回の議案につきましては、素案の公表段階で精査をしておりました、平成30年から3年間、第7期の計画期間における介護サービス等の利用量の見込みと、第7期の介護保険料などを記載した最終案を作成いたしましたので、これについて、ご審議を頂きたいというものです。よろしく申し上げます。

では、事前にお配りさせて頂いております、議題2の資料 君津市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（最終案）をご覧ください。

素案から変更、追記した点について、ご説明させていただきます。

まず1ページ目をご覧ください。1ページの下から4行目になりますが、中ほど、平成30年度から平成32年度と記載した箇所について、2018年度、2020年度と、それぞれ西暦を併記しております。これは、皆様ご承知のとおり、計画期間の途中、来年に改元が予定されている関係で、西暦を併記したものとなります。以降のページにつきましても、平成30年度以降の表記をしている文章や表、グラフなどについては、原則、同様に西暦を併記しております。

続いて、51ページをご覧ください。

自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防、又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組及び目標設定になります。こちらは介護保険法の改正によりまして、今回の計画からこの高齢者の自立支援や介護予防、重度化防止に向けて、将来的な目標、指標を盛り込むこととされたことから、記載をしたものとなります。まず(1)高齢者の介護予防・社会参加・閉じこもり予防に関する取組みの推進に関しましては、介護予防として、地域リハビリテーション活動支援事業の平成32年度における目標値を設定する他、高齢者の社会参加や閉じこもりの予防、あるいは生きがいの醸成が、介護予防の取組みにも大きく繋がる事から、51ページの地域のグループ活動への参加意欲を指標とし、平成28年度に実施したアンケート調査の結果がございしますが、これを指標に対する結果の向上を目標として掲げております、52ページをご覧ください。同様に閉じこもり傾向の高齢者の割合、生きがいのある人の割合、主観的幸福感の平均値を指標と掲げ、それぞれ、各施策の推進により、平成28年度に実施したアンケート調査、この数値の向上を次の第8期計画策定時である、平成32年度を目指して行くという目標を掲げております。

また(2)介護予防・生活支援サービスの充実として、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、地域住民が主体となって、要支援高齢者の生活支援などを実施していく事業として、それぞれ訪問型サービスB、通所型サービスBの目標値を掲げております。

続いて、78ページ目をご覧ください。第6章 介護サービスの充実になりますが、78ページからは、介護給付の各サービス毎の一月あたりの利用回数や人数の実績と、第7期期間における推計値を各サービスごとに記載しております。

こちら、全体を表でまとめたものがありますので、本日配布させていただきましたA3の資料をご用意ください。こちらは、全国統一になりますが、国で運営しております、第7期期間中のサービス見込み量を推計するためのシステム、こちらを用いて推計した資料となります。表については、各サービスの名称が記載されておりますが、各サービスごとにそれぞれ、給付費、1月あたりの利用人数や利用回数の記載がされております。推計の方法につきましては、原則、各サービスとも、過去の要介護度別のサービスの利用率や利用回数の実績、それと利用率、利用回数の伸びから、今後3

年間のサービスの利用人数や利用回数を推計しております。また給付費につきましては、各サービス毎の1人あたり給付費の実績等に対して、推計した利用人数等を掛け合わせて算出しております。

主な点のみご説明させていただきますが、まず1枚目、(2)地域密着型介護予防サービスのうち介護予防小規模多機能型居宅介護、こちらにつきましては、第7期期間中に2事業所整備する予定であることから、この整備を加味した人数として推計しております。人数につきましては、この小規模多機能型居宅介護については、この2月から君津市で初めてサービス提供が開始されるため、これまで本市では実績がありませんでしたので、国が実施した小規模多機能型居宅介護事業の経営状況についての分析のデータを基に算出しております。

2枚目をご覧ください。中ほど(2)の地域密着型サービスのうち定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、平成31年度に計画上1事業所の整備を予定しておりますので、これを加味して、平成30年度の利用人数推計19名から平成31年度、45名と上乘せをして推計しております。

また、同じく地域密着型サービスの下から2番目、看護小規模多機能型居宅介護、こちらにつきましても、平成31年度の整備を想定いたしまして、平成31年度利用人数11名、給付費を3072万2千円ということで推計しております。

次に(3)施設サービスになりますが、介護老人福祉施設、特別養護老人ホームと介護老人保健施設につきましては、第7期期間中の施設整備がないことから、それぞれ横ばいで見込んでおります。

また、施設サービスの一番下の介護療養型医療施設につきましては、平成30年度の見込みを39名ということで減少させております。これにつきましては、昨年(平成29年)の12月末日で、市内施設のうち1施設が、介護保険の指定を廃止いたしまして、新たに医療保険の療養病床として事業を開始したことから、人数について30名程減少をさせたものになります。

下から2つめの表、総給付費というところになりますが、この介護予防サービス、介護サービス給付費を合計したものとなりますが、こちらをご覧くださいますと全体で、平成30年度は平成29年度の見込みから、1.2%増の57億9千263万6千円、平成31年度につきましては、それから約5.5%増の61億900万5千円、平成32年度は、約5.7%増の64億5千680万8千円、ということで推計しております。

続いて、計画書の最終案にお戻り頂まして、78ページをご覧ください。78ページから各サービスごとに記載しております利用回数ですとか、人数、こういったところをご覧ください推計値、実績を各ページとも記載したのようになります。89ページまで各サービス記載をしております。

続いて94ページをお開きいただけますでしょうか。94ページからは、平成30

年度から32年度の3年間に、君津市の65歳以上の被保険者の方から頂く、介護保険料の算定の過程を記載したものになります。98ページをご覧ください。98ページに介護保険の財源、費用の内訳を円グラフで記載したものがございます。このうち上2つの介護給付費、下2つの地域支援事業費、いずれも65歳以上の方から頂く介護保険料につきましては、平成30年度からは、円グラフのうち色づけしております「23%分」を賄うこととされております。残りが40歳から64歳の方から頂く保険料と、国、県、市の公費となっております。介護保険事業計画では、先程ご説明した介護給付費の3年間の見込み、それと地域支援事業の量など介護保険事業にかかる費用の見込みから、財源のうち23%分を賄うための介護保険料額を算定し、最終的に記載しております。

95ページにお戻りいただけますでしょうか。こちらの中ほど、(2)標準給付費の算出というところになります。表をご覧くださいまして、先程ご説明いたしました総給付費に対して、表の上から2番目、一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額、これは、現在、介護給付の利用者負担を1割ないし2割としておりますが、来年度から、一定以上の所得のある方を対象として、3割負担として制度改正がされることから、この影響額や、消費税率等の見直しを勘案した影響額ということで、平成31年10月に消費税率の改定が予定されていることから、この改定に伴う、報酬改定の影響額を平成31年、32年度の両年度見込んでおります。またその下、特定入所者介護サービス費につきましては、施設サービス等を利用した際に、市民税が非課税の方などを対象に食費・居住費を減額するサービスになりますが、この費用ですとか、高額介護サービス費の費用などを見込み、3年間の標準給付費の合計を、201億9千6百56万6千96円と算定しております。

続いて96ページをお開きください。96ページの中ほど地域支援事業費の見込みについては、平成30年度の予算要求額や、総合事業における費用の伸び等を勘案し、3年間の合計で10億763万1千円と算定しております。

97ページをご覧くださいまして、上の表になります。この標準給付費や地域支援事業の見込みから、保険料負担の割合である23%を掛け合わせて(D)の第1号被保険者負担相当額を算定いたします。そして、国から交付される調整交付金として(G)や、保険料収入のこれまでの余剰分である介護給付費準備基金の取崩額(H)を見込み、3年間に必要となる保険料収納必要額を48億5千876万113円と算定しております。

続いて、101ページをお開きいただけますでしょうか。101ページの上の表が、この保険料収入必要額に対して、最終的な介護保険料の基準額の月額を見込んだ表になります。この保険料収入必要額に対して、保険料収納率を現状の数値から98%と見込んでおります。それと被保険者数の見込み、こうしたもので割り返し、最終的に第7期における保険料の基準額月額を5,200円と算定をしております。101ペ

ージの下の表が、第7期における各保険料段階ごとの保険料額を記載しておりますがこれについては、次の議題3でご説明をさせていただきます。

次に102ページになります。102ページの最後では、平成37年度の介護保険料の見込みを掲載しております。第6期には基準額月額が4,950円、第7期では5,200円と算定しておりますが、平成37年度には、これまでの伸びでいきますと7,358円になるものと見込んでおります。

最後に資料ですが、103ページから105ページにかけて、本計画のご審議をいただきました介護保険運営協議会について、104ページでは委員の皆様の名簿、105ページでは審議の経過を記載しております。

以上で、第7期介護保険事業計画のご説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願いたします、

(議長)

事務局の説明が終わりました。質問等がございますか。

(議長)

では、ないようでございますので、質疑を終了します。

議題2「第7期介護保険事業計画について」原案のとおり、承認される方は挙手をお願いします。

(議長)

挙手、全員でございますので、議題2は承認されました。

(議長)

次に、議題3「君津市介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

(三澤介護管理係長)

それでは、議題3 君津市介護保険条例の一部改正について、ご説明させていただきます。事前配布させていただきました資料3の資料をご覧くださいでしょうか。

まず、議案の趣旨でございますが、君津市議会に君津市介護保険条例の一部改正案を上程いたしますので、改正の原案についてご審議をお願いしたいというものです。

内容につきましては、1つ目として、第7期介護保険事業計画作成に伴う、65歳以上の第1号介護保険料額の改定がございます。これにつきましては、別紙としてA3の資料をご用意しましたのでこちらをご覧ください。

こちらは、現行、平成27年度から平成29年度の介護保険料と、平成30年度から平成32年度の介護保険料の段階を比較した表となります。

介護保険料については、介護保険事業計画において設定しました保険料の基準額、こちらを基にいたしまして、所得段階ごとに設定した割合を乗じて算定しております。

第1段階では基準額×0.4が第1段階の保険料の月額、第12段階では基準×2.0が、第12段階の保険料の月額となります。

基準額につきましては、表のうえに記載のとおり、保険料基準額の月額が、平成27年度から平成29年度においては、月額4,950円とさせていただいておりますが、平成30年度から32年度では、先程ご説明させて頂きましたとおり月額5,200円と算定し、250円の増とさせていただいております。

条例では各段階ごとの保険料額や所得段階の区分を規定しておりますが、第7期における段階の変更案についてご説明させていただきます。

まず第7段階、第8段階をご覧ください。第7段階の所得区分になりますが、第6期、市民税が本人に課税されている方で合計所得金額が120万円以上190万円未満の方を、第7期では120万円以上200万円未満の方、第8段階については、第6期、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方を、第7期では、200万円以上300万円未満の方といたします。これにつきましては、国において、この段階における基準所得金額を法定しており、この基準所得金額が改正されますので、国の規定の改正にあわせて、保険料段階の区分を改正しようとするものになります。

続いて、第12段階をご覧ください。第12段階については、近隣市や県内における段階の設定状況や、保険料額基準額の将来的な上昇を見込んで、段階を更に細分化しようとするものであります。

第7期では第13段階、14段階を新たに設定いたしまして、第13段階では合計所得金額が700万円以上800万円未満の方を対象に、基準額に対する割合を2.1、第14段階では、合計所得金額800万円以上の方を対象に、基準額に対する割合を2.2とさせていただきたいと考えております。

保険料額につきましては、各段階ごとに設定した割合に対し、保険料基準額の月額5,200円を乗じ、12か月分とした額を年間の保険料額として条例に規定いたします。以上が介護保険料の改定のご説明となります。

A4の資料にお戻りいただきまして、2の(2)君津市介護認定審査会委員の任期ですが、これにつきましては、介護保険法施行令の改正に伴い、市町村が条例で定める場合は、現行の任期である2年間を改めまして、3年以下の期間とすることができることとなったことから、認定審査会の安定的な運営等を勘案いたしまして、この期間を3年と規定するものになります。

また(3)につきましては、君津市介護保険運営協議会の定数等についてですが、君津市介護保険運営協議会は、現在定数を10名として各議事に対する審議などをお

願っているところでございます。

この定数についてですが、近隣市においては、概ね14名から15名程度で運営がされておりますことから、この定数について改めるとともに、国が示しております介護保険事業の実施にあたっての指針、これにおきましても、市町村が介護保険事業計画を作成するにあたっての委員会の構成員として、新たに「介護サービス利用者の家族」などを構成員とし、幅広い関係者の意見を反映することとされていることから、委員の構成についても改正しようとするものであります。

以上で、議題3 君津市介護保険条例の一部改正のご説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

事務局の説明が終わりました。質問等がございますか。

(原委員)

参考までにお伺いしますが、他の3市とももう話をされていると思うんですけど、この新しい介護保険料の月額ですよ、他の市と比べると君津市の場合どうなんでしょう、安かったりするんでしょうか。

(三澤介護管理係長)

現行の第6期ですと、近隣ですと富津市が一番高く5,300円になっております。木更津市が君津市と同じく4,950円で、袖ヶ浦市が4,775円ということになります。いまのところ聞いている情報では、各市とも保険料の額を上昇させる方向で検討していると聞いております。

(原委員)

その金額の上げ幅がどのくらいかというのは…

(三澤介護管理係長)

上げ幅についても、君津市と同じかそれ以上のところもあるということで、まだ検討状況ということで変更する可能性もございますが。

(議長)

他にございますか。

(安西委員)

参考程度に聞きたいんですけども、段階別の割合で、非課税のところとか分け

てありますよね。この割合というのはどれくらいなんですか。第1段階というのはそんなに多くないと思うんですが、どの段階が一番多いとか。

(三澤介護管理係長)

計画書の中の100ページに所得段階別の被保険者数を掲載しておりますのでご覧ください。おおむね人数といたしましては、第1段階から第4段階、第5段階くらいまでが非常に多い、割合としては多く、上位の所得にいくほど人数的には少なくなる形になっております。第14段階はおおむね200名程度という形です。

(安西委員)

これ32年度まで見込んでいるわけですよね。これからの財政というところで、この層が著しく変わることはあまりないんですかね。例えば高齢者世帯が増えて、大幅に税が落ち込むということはないんですかね。そういう場合にも途中で保険料額は上げないわけですよね。これ3カ年計画だから3年間これでいくよという計画できたら、急に保険料が足りなくなっちゃったから上げるというようなことはないんですかね。

(三澤介護管理係長)

場合によっては、計画書自体の変更もできますが、保険料収入が足りなくなってしまった場合は、県の財政安定化基金という基金がありますが、そこから借入れをすることが出来ます。保険料が足りなくなった場合、借入れをして、次の3年間でその借入金を返還していくという流れになっておりますので、この3年間の期間中に保険料額を変更することはないかと考えております。

(安西委員)

高齢者がだんだん高齢化してきて、介護保険を受ける人も多くなった場合、そういう場合は、そのような処置があるということですね。

(三澤介護管理係長)

最悪、足りなくなってしまった場合は、その基金から借入れをするという形になるかと思います。

(安西委員)

わかりました。

(原委員)

この14段階というのは、国が決めたものなんですかね。

(三澤介護管理係長)

この段階については、市ごとに裁量がございまして各市ともバラバラというのが現状となっております。

(原委員)

思うに、人数からすると14段階以降の段階を増やしてもいいのかなという気もするんだけどもそういう考えは今のところ無いのですか。

(三澤介護管理係長)

そうですね、これ以上段階を増やしても保険料の基準額月額への影響では数円程度になりますので、更に増やしてもそれほど基準額には影響しないということでこの設定にしております。

(議長)

他にございませんか。

では、ないようですので質疑を修了します。

議題3「君津市介護保険条例の一部改正について」原案のとおり、承認される方は挙手をお願いします。

(議長)

挙手、全員でございますので、議題3は承認されました。

(議長)

次に、議題4「君津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（仮称）の制定等について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

(三澤介護管理係長)

続いて 議題の4 君津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（仮称）の制定等について、ご説明をさせていただきます。

こちらは介護保険の事業所のうち、市が事業所の指定などを実施する事業所については、それぞれ事業所を運営するにあたって遵守すべき人員、あるいは設備及び運営に関する基準、事業に要する人の配置ですとか、事業所の広さや必要となる設備、あるいは運営するにあたって利用者に対する措置など、こうした各基準につい

ては、介護保険法の規定によりまして、国が定める基準、これに従って、または参酌して市町村の条例で定めることとされております。

議題の4につきましては、介護保険法などの一部改正ですとか、市が条例を定めるにあたり従い又は参酌すべき国が定めている基準についての改正があることから、市の条例の制定や改正案を平成30年3月議会に上程いたしまして、併せて規則の改正をいたしますので、これについてご審議を頂きたいというものになります。

なお、条例については、今回1つの新規条例、既存の条例4つの改正を予定しております。内容につきましては、先程市が条例を定めるにあたっては、国が定める基準に沿って行うと申しましたが、規定によっては、市町村が十分に検討した結果であれば、国の基準と異なる独自の基準を定めることも可能となっております。このことから、一部独自の基準も設けますが、原則としては、国の基準と同じ内容としたいと考えております。

資料の2ページ目をご覧ください。まず、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定でございます。

こちらにつきましては、平成26年の介護保険法の一部改正によりまして、現在、現在都道府県が実施する居宅介護支援の事業の指定等について、この4月から市町村が実施することとされ、こちらの人員ですとか、運営に関する基準についても市町村が定めることとされたことから条例を制定しようとするものであります。なお、居宅介護支援事業とは、在宅で要介護者が介護サービスを受ける際に、ケアマネジャーが介護サービス計画を作成する事業となります。

制定の概要になりますが、現在、都道府県の条例で定めている居宅介護支援等の事業の基準、現在は千葉県の条例で定められておりますが、これについては独自規定がなく、国の基準と同じ内容とされております。このことから市で条例を定めるにあっても、千葉県の条例と同様、原則、国の基準と同様としたいと考えております。ですが、国の基準が平成30年4月から一部改正されることとなりますので、現行の千葉県条例の規定に加えて、2ページ中段以降のAのとおり規定を新たに定めるほか、4ページのイのとおり一部市の独自規定を定めたいと考えております。

まず、Aの国の基準の一部改正による規定になりますが、国の基準については、(ア)から3ページ(カ)までの改正が主にされます。市の条例も国の基準の改正に沿って制定をいたしますが、大きな改正点でご説明させていただきますと、3ページにございます(ウ)質の高いケアマネジメントの推進の点では、現在、居宅介護支援事業の管理者については、ケアマネジャーであることを要件としておりましたが、居宅介護支援事業所における人材育成の取組、こういったものを促進する必要があることから、ケアマネジャーの更に上位の資格に位置付けられております、主任ケアマネジャーであることを管理者の要件とすることといたします。なお、これについては、平成33年3月末までの経過措置となります。

次の(オ) 訪問回数の多い利用者への対応につきましては、ケアマネジャーが、通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護、生活援助中心型になりますが、これを位置付ける場合には、平成30年10月1日より市にケアプランを届け出るといことで国の基準が改正されますので、この基準に沿って市の条例にも同様の内容を規定いたします。この(カ)までの点が国の基準の改正点となりまして、この改正点と同様の規定を市の条例にも規定いたします。またその他の規定も、原則、現行の国の基準と同内容を規定いたしますが、独自に規定する内容については、次の4ページにございます。

4ページのイの独自規定になりますが、一つ目に条例に、事業の指定申請者の要件から、暴力団を排除する規定を設けます。また、二つ目、居宅介護支援等の提供に関する記録の保存期間といたしまして、国の基準では、居宅サービス計画、アセスメント記録などの事業を行うにあたっての指定された記録の保存期間、これについては、その完結の日から2年間とされておりまして、現行の県の条例もこれに沿って2年間と規定されておりまして、これについて市の独自基準として5年間と規定したいと考えております。

その理由ですが、これらの記録が介護報酬の請求に係るものが多くございまして、事業者が仮に不適正な報酬請求を行った場合で、市が返還請求を行う場合、その時効が5年であるため、これに併せて記録の保存年限を5年間としたいというものになります。

施行日につきましては、平成30年4月1日といたしまして、(2)のうちアの(ウ)については、平成33年3月31日までの経過措置を置き、(オ)については平成30年10月1日施行といたします。

以上が、居宅介護支援事業の基準条例のご説明となります。

続いて、5ページをお開きいただけますでしょうか。君津市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正になります。指定介護予防支援事業とは、要支援1、2と認定された方に対して、介護予防サービス計画を作成する事業になりますが、これについて、市が条例を定めるにあたり従うなどする、国の基準が改正されることから、条例を一部改正しようとするものです。

一部改正の概要ですが、(2)のとおり国の基準と同様、次のとおり改正をいたします。ア 医療と介護の連携強化として、介護予防プランの中に、医師の意見を求めて、訪問看護など医療系サービスを位置づけた場合に、この医師に介護予防サービス計画を交付することですとか、イ 公平中立なケアマネジメントの確保、ウ 障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携とありますが、これらについては、先程の居宅介護支援事業と同様に介護予防支援事業でも規定しようとするものであります。

施行日は、平成30年4月1日といたします。

続いて7ページをご覧ください。3は地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービスの基準を定める条例や規則の一部改正となります。こちらの一部改正につきましても、条例を定めるにあたり従い、また参酌すべき国の基準が改正されることから、条例及び規則を一部改正しようとするものです。

一部改正の内容につきましては、各サービスごとに資料のとおり国の基準の一部改正に伴って、同様の内容で、市の条例と規則を改正いたします。内容が多岐にわたりますので、詳細は割愛させていただきますが、ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、イ 夜間対応型訪問介護においてはアの(イ)のとおり、事業のオペレーターの要件が一部緩和されるほか、8ページをお開きいただきまして、カの認知症対応型共同生活介護、キの地域密着型介護老人福祉施設においては、身体的拘束等の適正化のための措置として身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催することや、身体的拘束等の適正化のための指針を整備するとともに従業者向け研修を定期的実施することを義務付けます。続いて9ページをご覧ください。ク その他共通事項 として、現行のこの地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービスについては、国の基準に沿って、各文書の保存年限については、その完結の日から2年間としておりますが、居宅介護支援の事業と同様、その完結の日から5年間と改正をいたします。施行期日は平成30年4月1日となります。

最後に10ページになりますが、4 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部改正については、介護保険法施行規則が改正され、地域密着型サービスの指定の申請者の資格について、「法人」のほか、看護小規模看護小規模多機能型居宅介護に限り「病床を有する診療所を開設しているもの」が追加されることから、これに沿って条例を改正いたします。この施行日については、介護保険法施行規則が年度内に改正されることが前提となりますが、平成30年4月1日予定しております。

以上で、議題4 君津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(仮称)の制定等についてのご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

(議長)

事務局の説明が終わりました。質問等がございますか。

(秋元委員)

先程ご説明あったとおり、居宅介護支援の改正に関しては介護保険事業を使う上ではかなり大きな改正であると思っておりますし、ここを間違えれば介護保険のサービスを使っているご利用者さんにしわ寄せがいく、かなめの改正だと思うんですね。市

に権限移譲がされるということは、市によって適切か、不適切かという基準が今以上にバラバラになってくるとも想定されると思うんですけども、何か4月以降、改正の内容が決定した後、事業者に対して発信するものであるとか、一緒に協議するものであるとか、そういうものがないと恐らくこれで決定ですと出されても、これを見ない方もいると思うんですね。見ない方が悪いといったらそこまでなんですけれど、そうするとその方が担当しているご利用者様に最終的にしわ寄せが行くと考えれば、スタートをきちんと切らないと大きな問題が発生しそうだというのも懸念される所なんですけれども、何か考えられているんですか。

(三澤介護管理係長)

そうですね。居宅介護支援事業の国の基準に関しましては、先週既に改正がされておりまして、その規定に沿って制定をしたいと考えております。独自の基準として、先程ご説明した記録の保存と、指定の申請者について暴力団を排除する規定を設けたいと考えているんですけども、事業者の方にも周知をしなければならないと考えているところでありますので、議会終了後に内容についてご説明をさせていただく機会を設けたいと考えております。

(秋元委員)

特に市への届出を求めているものもあると思うんで、その辺りとか。

(三澤介護管理係長)

届出を求めるものの改正については、条例を制定するにあたり従うべき基準となりますので、どこの市町村も同じ基準となるかと思いますが、そこら辺の周知もしないといけないなと考えているところですので。

(秋元委員)

是非していただいた方がいいのかなと思います。

(仲野委員)

現実にご生活圏が4市でありますけれど、その独自性をもつものとかがあった場合に、その整合性がないと事業者もそうだし、利用者もそうだと思うんですけど、その辺条例制定にあたって横の連携とかは取っているんですか。

(三澤介護管理係長)

制定するにあたっては、近隣市とも随時情報交換をしているところです。独自の規定の記録の保存年限を5年間とするものについては、他の市でも実施したいとい

う意向があると聞いておりますので、そこら辺の連携はとれているものと考えております。

(芳賀委員)

今に関連するんですけど、記録に関しては、事業をやっているところというのは、多分2年あったら廃棄しているところが多いと思うんですね。で、もの凄いペーパーになるんです。ですから、それをちゃんと外部に漏れないようにみなさん工夫をしながら処分しているんですね。これ4月1日に議会を通過して施行されるようになるのであれば、市内の全事業所に内容の通知を出すなどのことをやっておかないと、後々問題になるんじゃないかを感じるんです。その方向で是非話を進めていただければいいのかなと思うんですけどね。私どもここで聞いたから、これから5年保存しなきゃいけないんだと思いますけど、そうでないとやはり廃棄すると思いますよ。

(三澤介護管理係長)

想定としては、4月1日以降作成される文書については5年間の保存をするというものになりますので、通知等についても必ずしたいと考えておりますし、介護支援専門員協議会の方でもご説明をさせていただき時間を設けていただけると聞いておりますので、その場でご説明をさせていただきたいと考えております。

(芳賀委員)

介護支援専門員協議会に入っていない人もいないですか。

(三澤介護管理係長)

そうですね。なので、通知は必ずしたいと考えております。

(河野高齢者支援課長)

議会の関係もあり、事前に事業所さんに出すことは難しい部分もありますので、その辺、時期的には期間が短くて大変申し訳ないんですが、3月の下旬が議会最終日となりますけれども、その日までは市の方でも動きたくても動けないということを委員の皆様にもご理解をいただければと思います。

(議長)

他にご質問ございませんか。

(原委員)

これ、国は保存年限が2年間なんですよね。カルテは5年なんですよね。なんで国の方は2年なんですか。2年にするには、それなりの意味があると思うんですけど。

(石川介護給付係長)

おそらく、介護報酬の事業者側の請求権が2年だからかと思いますね。

(原委員)

わかりました。

(議長)

他に質問ございますか。

では、ないようですので質疑を修了します。

議題4「君津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（仮称）の制定等」原案のとおり、承認される方は挙手をお願いします。

(議長)

挙手、全員でございますので、議題4は承認されました。

では、本日の議事はすべて終了とさせていただきます。皆様ご協力ありがとうございました。

#### 4 閉 会

(河野高齢者支援課長)

以上をもちまして、介護保険運営協議会を閉会とさせていただきます、本日は誠にありがとうございました。